

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

求釈明書

（1560ガルでも制御棒は「2.2秒程度」で挿入される
という被告の主張などについて）

2013（平成25）年5月20日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士冠木克彦復代理人

弁護士 谷 次 郎

頭書事件について、原告らは下記の通り釈明を求める。

記

第1 求釈明の理由

被告は答弁書29頁～30頁において、原子力安全・保安院の評価を引用して、基準地震動 S_s （700ガル）の1.8倍を超える1560ガルでも「安全評価上の設定時間（2.2秒）程度で制御棒が全挿入されることが確認されている（乙第9号証、第14号証7ページ）」と主張している。ここでいう「安全評価上の設定時間」とは、乙第14号証7頁の記述に照らすと「許認可上の許容時間（2.2秒）」を指しているはずである。

この点について原告らが準備書面（1）の10頁～12頁において批判したのに対して、被告は第1準備書面37頁～39頁において反論している。しかしその反論の内容は、原告が基準地震動 S_s の不当性を主張しているかのようにねじ曲げただけのもので、肝心の原告らによる批判点2点（①JNESの試験結果（甲23）によれば試験装置による流水時の挿入時間は1561ガルで2.29秒となり「2.2秒」を相当に超えること、②JNESではさらに実機による解析を行い、1561ガルでは3.26秒になる旨のデータを示していること）に対しては「この結果をもって、直ちに、本件各原子炉につき、基準地震動 S_s 700ガルで2.2秒以内に制御棒が挿入されないということにはならない」としか答えていない。

そのため、改めて以下の点を求釈明する。

第2 求釈明事項

- 1 「1560ガルでも2.2秒程度で制御棒が全挿入される」の根拠
(1) 被告が1560ガルでも2.2秒程度で制御棒が全挿入されると主張してい

る根拠は、JNESの報告書「平成17年度原子力施設等の耐震性評価技術に関する試験及び調査機器耐力その2（PWR制御棒挿入性）に係る報告書」（甲23号証）の第5章（実機試験）に書かれている試験結果によるものか。

- (2) 上記求釈明に対して被告がこれを肯定するならば、上記報告書の第6章（実機代表プラント環境下への適用）による結果の方が第5章による試験結果よりも大飯原子力発電所3号機・同4号機の実際の制御棒挿入性を推測するのに適切であると考えられるにもかかわらず、第6章の結果に依拠しないのはなぜか。
- (3) 上記報告書の第6章によれば、1560ガルでの制御棒挿入時間は約3.26秒との結果が示されているとみてよいか。

2 制御棒挿入性に関するストレステストと「許認可上の許容値」との関係

- (1) 関西電力の総合的評価報告書及び保安院の審査書では、制御棒挿入性をストレステストの評価対象から外している。

その理由について、ストレステストはクリフエッジに至るまでの余裕を見ることを目的としたものであるところ、制御棒挿入性については、既にその性質の余裕が原子炉安全専門委員会（炉安審）での審査結果（乙26号証）及び上記報告書による試験と解析で確認されているため、という理解でよいか。

- (2) 例えば炉安審での審査結果では、4ループ炉の場合、制御棒挿入時間の余裕が11秒までであると確認したことになっているが、それは制御棒挿入時間だけを延ばして他の条件は固定する「感度解析」という限られた方法による結果である。

被告は、「感度解析」による結果で制御棒挿入性の安全性を確認したことも根拠として、ストレステストの評価対象から外したとの理解でよいか。

- (3) 一方、ストレステストに関して、久木田原子力安全委員会委員長代理の質問に対して保安院が出した回答（乙第14号証7頁）では、1560ガルでも「許認可上の許容時間（2.2秒）程度」で制御棒が全挿入されるという要求を満たしていることまで確認されている。

そこで、被告において、ストレステストでは、クリフエッジまでの余裕を見

るだけでなく、許認可上の許容値も満たすことを前提として要求しているのか
否かを回答されたい。

以 上